

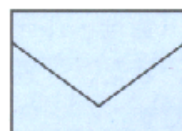
●ミックスペーパー分別収集モデル事業の進捗状況●

平成18年11月から川崎区の浅田3・4丁目、幸区の戸手本町1・2丁目にお住まいの方々のご協力を得て、ミックスペーパー（雑かみ）の分別収集モデル事業を行っています。また、平成19年4月からは川崎区大島1丁目、京町1・2丁目、殿町1・2・3丁目、幸区小倉でも行います。ミックスペーパーの分別収集地域については、今後順次拡大していく予定です。

モデル事業実施町名	川崎区浅田3、4丁目	幸区戸手本町1、2丁目
実施世帯数	約1,800世帯	約2,400世帯
収集量 (kg) ※平成18年11月 ～平成19年3月	7,110kg	17,750kg
1日・世帯あたり (g)	32g	53g

ミックスペーパー（雑かみ）とは・・・

菓子箱、包装紙、ハガキ、封筒、写真、感熱紙、トイレットペーパーの芯、シュレッダー紙などの紙



対象外となるものは・・・

◆汚れがついた紙
(使用済みのティッシュ、紙おむつ等)



◆臭いのついた紙
(石鹸、洗剤、線香の紙箱等)



◆資源集団回収や店頭回収の出す紙
(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)



●古着類の拠点回収モデル事業のお知らせ●

ご家庭で不要となった古着類を市の生活環境事業所で回収します。

回収した古着類は、主に東南アジア諸国に輸出し、リユースされます。また、ウエス等に加工され工場などでも使用されます。

古着類も大切な資源として有効活用されますので、古着類の回収にご協力ください。

<回収日> 平成19年6月1日(金)～平成19年6月9日(土)
(6月3日(日)は回収しません。)

<回収時間> 9時30分～11時30分

<回収場所> ・南部生活環境事業所 (川崎区塩浜4-11-9 電話266-5747)
・川崎生活環境事業所 (川崎区堤根5-2 電話541-2043)
・中原生活環境事業所 (中原区中丸子1-5-1 電話411-9220)
・宮前生活環境事業所 (宮前区宮崎1-7-2 電話866-9131)
・多摩生活環境事業所 (多摩区梶形1-14-1 電話933-4111)

<回収するもの>

Tシャツ、Yシャツ、下着類、ジーンズ、スラックス、靴下(破れていない左右揃ったもの)、ネクタイ、ハンカチ、スカーフ、つばのある帽子(ニット製、制帽は除く)、着物、和服(どてら、丹前は除く)など。

※汚れているもの、破れているもの及び冬物衣類は回収しませんので、ご注意ください。

詳しくは廃棄物政策担当(電話200-2579)までお問い合わせください。